

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水 際対策措置（インド、パキスタン及びネパー ルに対する措置）

2021年05月07日

- 5月7日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000776908.pdf>)

- 本件措置の主な点を以下1のとおり、またインドにおける検査証明書の取得や日系航空会社直行便についての情報を以下2のとおり、お知らせ致しますので、日本への御帰国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

1 5月7日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。本措置の主な点は以下のとおりです。

(1) インド、パキスタン及びネパールからのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求められることとなりました。その上で、入国後3日目及び6日目に改

めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅待機を求められます。上記措置は、本年 5 月 10 日午前 0 時から開始されます。

(2) また、感染症危険情報レベル 3 対象国・地域については渡航中止勧告を出しているところであり、特にインド、パキスタン及びネパールへの短期渡航、とりわけ日本への再入国又は帰国を前提とする短期渡航について、当分の間、中止するよう改めて強く要請します。

2 インドにおける検査証明書の取得や日系航空会社直行便についての情報

(1) インドにつきましては、ニューデリー近郊及び各地方都市で比較的安全に PCR 検査受検が可能な検査機関を大使館・総領事館より紹介しております。また、日本に帰国するための PCR 検査の予約がなかなか取れない、又は検査証明書の取得に時間を要する等の状況でお困りの在留邦人の皆様の一助とすべく、大使館・総領事館から関係機関に対して便宜を要請する文書をご用意していますので、予約を行う際にはご活用ください。

https://www.in.emb-japan.go.jp/files/20210506_bunsho.html

(2) なお、インドにおける医療提供体制がひっばくする中、PCR 検査の即座の受検は困難な場合があります。このため、十分な時間的余裕をもって予約をするなど早めの準備をしていただくことにより、受検及び陰性証明書の入手をより確実にしていただくことが重要です。つきましては、帰国にあたっては、余裕を持った PCR 受検計画を立てるようお勧めします。なお、居住地において帰国のための PCR 検査の受検が困難な方については、所管地域の大使館・総領事館に御相談ください。

(3) 現在、デリーからの日系直行便が週 5 便運航しているほか、ムンバイやベンガルールからの日系直行便も運航されています。現時点で航空便には十分な数の空席がありますが、予約状況は刻一刻と変化しますので、余裕を持って準備されることをお勧めします。詳細につきましては、各航空会社にお問い合わせください。

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html）

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ

後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

[戻る](#)